

別記様式第1号(第12条関係)

受付番号	平成25年 第 4 号
受付日	平成25年 7月 2日
送付日	平成25年 7月 3日
答弁受理日	平成 年 月 日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	豊田 政典
所管部局	財政経営部、総務部、政策推進部

【件名及び質問の要旨】

内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

質問タイトル【各種会議について】

平成24年11月28日、「各種会議について」の文書質問を行ない、平成25年2月12日付けで答弁書が示されましたが、いずれの項目についても、不十分あるいは改善途中である、と受け止めました。そこで改めて、現時点での改善結果と今後の方針・工程について、以下の各項目について質問致します。

《前提》

「各種会議」の定義

この質問では、市政の課題や政策・事業について、市民・学識経験者の意見を聴取するために、市が設置している会議を、「各種会議」と呼ぶ。

「各種会議」の範囲

次の ~ のすべてを質問対象とする。

自治法138条4-1 自治法180条5に基づく会議

自治法138条4-3に基づく会議

定義に当てはまり、 に準ずる会議

前回答弁書では169会議ある(平成24年11月現在)とのことだった。

《質問》

Q1 【実態把握】

把握と改善を所管する部署と、把握・改善の仕組み。

Q2 【形式整備】

- 1)会議数
- 2)設置要綱を定めていない会議数
- 3)明確な理由無く、会議公開を規定していない会議数
- 4)会議録を作成していない会議数

Q3 【設置要綱の不備】

会議の目的・権限(答申・報告を出すか否か)・所掌事項・会議の公開/非公開・会議運営・議決方法・会議録作成などの、規程が完備されていない会議の数。

Q4 【委員の兼務】

その後の調査結果。今後の改善方針。

Q5 【委員の選任】

委員の選任理由が不明確なケース、団体代表委員の非代表性、議決する場面がある会議の委員に市職員が含まれているケース、などの問題点について、調査結果と今後の改善方針。

Q6 【会議広報】

現在に至り、まったく改善の成果が見られない(例:市HPへの掲載遅れ・漏れ、不親切な記述)。よって、同じ質問を三度行ないます。

四日市市は、各種会議の開催を市民に周知したいのか、それとも知らせたくないのか、疑問を感じる。会議広報に関する市の考えを改めて問う。